

（7）業務制限の範囲

○ 現在の取扱い

政治資金規正法及び同法施行規則により、登録政治資金監査人が、

- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者
- ・ 国会議員関係政治団体の役職員
- ・ 国会議員に係る後援会等いわゆる2号団体の場合は、当該団体が推薦し、又は支持する公職の候補者
- ・ 上記の者の配偶者

である場合には、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできないこととされている（法第19条の13第5項・施行規則第14条の2の3）。

この業務制限が設けられた趣旨については、政治資金監査マニュアルにおいて以下のように示されている。

政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。

○ 検討の方向性

政治資金規正法に基づく業務制限の範囲については、上記の政治資金監査制度の趣旨を踏まえ、指摘を受けた事例の状況も見極めながら、類似の他法令も参考にしつつ、検討を行っていくこととした。

○ 対応の方向性

主に登録政治資金監査人と政治団体の関係で指摘を受けた事例について、政党助成法の規定も参考に検討を進めた。

具体的には、政党助成法の監査と政治資金監査の業務の性格の違いも考慮しつ

つ、改めて政治資金監査制度の基本的性格をふりかえった上で、以下の各事例について個別に検討を行った。

- ① 登録政治資金監査人が、過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者である場合
- ② 登録政治資金監査人が、同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者である場合
- ③ 登録政治資金監査人が、国会議員の確定申告を担当している者である場合
- ④ 登録政治資金監査人が、同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者である場合
- ⑤ 登録政治資金監査人が、国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である場合
- ⑥ 登録政治資金監査人が国会議員である場合
- ⑦ 登録政治資金監査人が国会議員本人の近親者である場合
- ⑧ 登録政治資金監査人が後援会の役員の近親者である場合
- ⑨ 登録政治資金監査人が国会議員に献金をした者である場合

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、高い能力と識見を有する職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は国会議員関係政治団体の会計事務に対する外形的・定型的な確認である（監査証明業務である政党助成法の監査とは異なる）。

このような基本的性格を踏まえると、政治資金監査の業務内容はいずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、現在の業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された。

その一方で、政治資金監査は、事務所費や光熱水費等の政治資金の用途に関する一連の問題を受けて、これら政治資金の用途に対する国民の政治不信を払拭することを目指して導入されたものであることから、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方も示された。

①について

業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であるが、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を行うことになる場合は、そもそも外部性が確保されているとは言い難い。このような観

点から、既に政治資金監査マニュアルにおいて「適当ではない」旨規定しており、実務上も定着している。今後、制度的な対応が必要と考えられる。

②について

平成21年分の収支報告より政治資金監査が開始されて、現在5回目の政治資金監査が行われているところであり、当面は状況を注視し、今後必要に応じて更なる検討を行うことが適当であると考えられる。

なお、制度改正を検討する場合、連続何年以上であれば業務制限の対象とするか(政党助成法の監査の場合は7年まで)、また、業務制限の対象とした場合に、登録政治資金監査人の地域的偏在を踏まえて人数の確保に支障が生じないかといったことについて検討する必要がある。

③について

政治資金監査の外形的・定型的な性格を踏まえると、国会議員の確定申告を担当することが、必ずしも当該議員に係る政治団体との間の慣れ合いを意味するわけではないという考え方と、政党助成法の監査では業務制限の対象とされていることを考慮すべきであるという考え方で意見が分かれたところであるが、政治資金監査に対する国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点については委員の意見が一致した。

したがって、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると考えられる。

④について

同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体であっても、相互の関係のあり方は様々であり、一律に業務制限の対象とするまでの必要はないという考え方と、同一の国会議員という共通項を持っており利害関係があるとの指摘を受けかねないという考え方が示され、意見が分かれたところであるが、政治資金監査に対する国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点については委員の意見が一致した。

したがって、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると考えられる。

⑤について

政治活動の会計責任者と選挙運動の出納責任者は本来役割が異なるものであり、また、両者の関係については様々な実態があると考えられるなかで、一律に業務制限の対象とするまでの必要はないという考え方と、同一の国会議員という

共通項を持っており利害関係があるとの指摘を受けかねないという考え方が示され、意見が分かれたところであるが、政治資金監査に対する国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点については委員の意見が一致した。

したがって、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると考えられる。

⑥について

政党助成法の監査では国会議員は一律に業務制限の対象とされているものの、政治資金監査においては、国会議員が自らに係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことについては既に制度上業務制限の対象とされており、それ以外については、基本的には業務制限の対象とする必要はないと考えられる。

ただし、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において国民の前に公開される場所であり、当委員会としても引き続き状況を注視していくこととする。

⑦～⑨について

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、高い能力と識見を有する職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は国会議員関係政治団体の会計事務に対する外形的・定型的な確認であること、さらに、政党助成法の監査でも業務制限の対象とされていないことを勘案すると、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体と密接な身分関係を有するとまでは言い難いことから、基本的には業務制限の対象とする必要はないと考えられる。

ただし、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において国民の前に公開される場所であり、当委員会としても引き続き状況を注視していくこととする。

以上、政治資金監査制度の基本的性格を踏まえ、指摘を受けた事例について当委員会として各々具体的に検討を行ったが、登録政治資金監査人における慎重な判断を促すことが適当と考えられる事例については、実務上混乱を来すことのないように十分な周知を図る等、関係士業団体とも連携しつつ、当委員会として適切に対応することとしたい。